

7月は下水道受益者負担金の納付月です

下水道受益者負担金とは、公共下水道が整備された区域の土地所有者または権利者（いわゆる受益者）の方々から、下水道建設費用の一部を負担していただくものです。

平成20年度 第1期の納期限は 7月31日(木)です。

負担金は総額を5年に分割し、さらに1年を2期（7月・11月）に分けて納めていただきますが、5年分を一括で納付していただくこともできます。5年分一括納付の場合、初年度の第1期納期限までに全額納付していただくと前納報奨金が交付され、負担金額から前納報奨金を差し引いた額を納めることができます。

今回の受益者負担金の対象区域は次の区域です。

- ① 今年度（平成20年度）に下水道が使用可能となった区域
- ② 平成19年度に下水道が使用可能となった区域（分割納付を選択した方の2年目）
- ③ 平成18年度に下水道が使用可能となった区域（分割納付を選択した方の3年目）
- ④ 両津・赤泊地区で平成17年度に下水道が使用可能となった区域（分割納付を選択した方の4年目）
- ⑤ 両津・赤泊地区で平成16年度に下水道が使用可能となった区域（分割納付を選択した方の5年目）

7月中旬に納付書を送付いたしますので、納期限までに納めてください。

お問い合わせ 市役所 下水道課（普及促進係） ☎55-3115

上下水道料金を口座振替で納入されているお客様へ

7月から上下水道料金の口座振替日が変わります

7月11日の再振替から、上下水道料金の口座振替日が変更になります。ご理解とご協力をお願いします。

	【変更前】		【変更後】
定期振替日	毎月26日	→	毎月25日
再振替日	毎月12日	→	毎月11日

※これに伴い、「上下水道使用量のお知らせ」の一番下に表示しています「口座振替済みのお知らせ」は、1か月前の振替情報が記載されるようになります。7月検針のお知らせには6月の振替情報が記載されますので、5月の振替情報がお知らせできなくなります。5月の振替情報については、市役所の各窓口へお問い合わせください。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ 市役所水道課 ☎55-3173 または各支所水道担当

あかりを消して、
地球にやさしい生活を見つめ直そう
ブラックイルミネーション
2008

6月21日(土)・7月7日(月)
夏至の日 洞爺湖サミット初日
午後8時～10時

「CO₂/ライトダウンキャンペーン（6月21日～7月7日）」期間中は、できる範囲での消灯・省エネの実践をお願いします。

お問い合わせ
新潟県環境企画課
地球環境対策室
☎025-280-5150



環境サポーターをご紹介します

市では、地球温暖化対策、トキ野生復帰や環境美化への積極的な取り組みを進めるため、市民や市民団体、企業からなる環境サポーター（環境応援団）を募集しています。

環境サポーターの登録申請書は、市役所トキ共生・環境課、各支所に備えてありますのでご利用ください。みなさんの手で、美しい島佐渡を目指しましょう。

佐渡市環境サポーター登録団体（順不同）：赤泊明るい社会づくり運動推進会／NPO法人エコひびき佐渡／NPO法人トキどき応援団／遠藤建設(株)親和会／(株)近藤組／(株)本間組 佐渡支店／佐渡農業協同組合／佐和田ボランティアネットワーク／内藤電誠工業(株)電子部品事業部／長浜海岸を美しくする会／新潟県トラック協会 佐渡支部／羽茂農業協同組合職員組合／不法投棄監視員ネットワーク／八幡・銀杏（いちよう）の会

以上14団体（5月30日現在）

お問い合わせ 市役所
トキ共生・環境課（環境企画係） ☎63-3113 FAX63-3300